

第3 県債及び一時借入金の状況(普通会計)

県債は、県が建設事業や災害復旧事業を行うなど、一時に多額の資金を必要とする場合、この財源として総務大臣の同意を得て、または届出を行い、国等から長期に借り入れる資金であり、後年度に一定の償還計画に基づき返還していくものです。

1 県債年度末現在高

県債の平成29年度末現在高は、普通会計では、約1兆4,133億円で、これは前年度に比べ約78億円、0.6%増加しています。

これを事業別にみると、その主なものとして、国の補助金等を受けて行う公共事業の財源として借り入れる「公共事業等債」が24.2%を占めていることがわかります。

県債の借入先及び利率をみると、借入先は、その主なものとして政府資金が22.0%、市中銀行が49.8%となっており、利率別では、利率1%以下のものが70.3%、利率2%以下のものが98.6%を占めています。

次に、県債年度末現在高と県債依存度(歳入総額に占める県債発行額の割合)の推移をみると、県債年度末現在高(NTT債除く)は、平成14年度末に約8,983億円であったのが、平成29年度末には約1兆4,133億円となり、平成14年度末現在高の約1.6倍になっています。

一方、県債依存度は、平成25年度以降は20%を下回っているものの、平成27年度は18.5%、平成28年度は17.7%、平成29年度は17.4%と高い水準で推移しています。この要因として、臨時財政対策債の発行額の増加等が挙げられます。

平成29年度における県債の年度末現在高(普通会計)

(ア) 事業別

(単位：百万円)

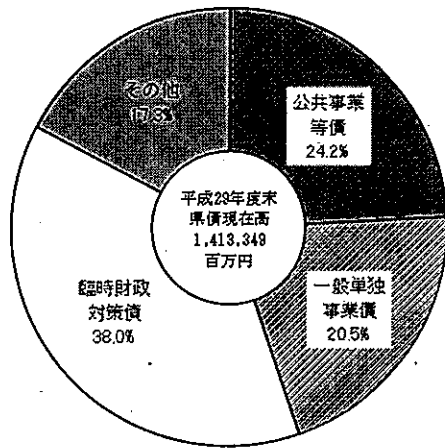
(イ) 借入先別及び利率別

(単位：百万円)

区 分	現在高	借入先	現在高	左の利率別内訳						
				1.0%以下	2.0%以下	3.0%以下	4.0%以下	5.0%以下	6.0%以下	7.0%以下
公共事業等債	341,353	政府資金	311,169	146,482	152,253	10,527	892	546	101	368
一般単独事業債	289,718	国債	303,783	145,950	146,330	9,648	810	526	101	368
公営住宅建設事業債	1,452	国債	7,386	532	5,872	878	82	21	0	0
災害復旧事業債	20,838	国の予備費	18,603	17,136	566	231	537	134	0	0
首都圏等整備事業債	1,703	政府関係機関貸付	704,261	570,931	133,329	0	0	0	0	0
厚生福祉施設整備事業債	418	市中銀行	117,897	62,617	51,831	2,038	1,202	209	0	0
教育・福祉施設等整備事業債	17,196	地方公共団体金融機関	99,157	61,206	34,628	3,323	0	0	0	0
退職手当債	33,052	その他の金融機関	137,133	110,967	26,167	0	0	0	0	0
減税補てん債・減収補てん債	64,533	市場公募債	25,130	24,000	1,130	0	0	0	0	0
臨時財政対策債	536,723	その他	1,413,349	993,339	399,903	16,118	2,631	889	101	368
その他	106,364	合計								
合 計	1,413,349									

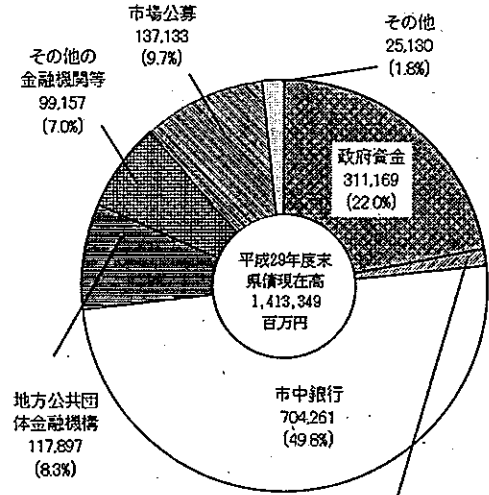
(四捨五入のため合計に合わない場合があります。)

県債事業別現在高構成図（普通会計）



県債借入先別構成図（普通会計）

(単位：百万円)

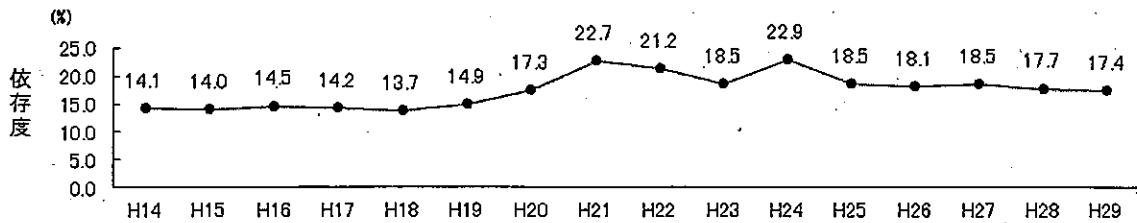


(四捨五入のため、合計に合わない場合があります。)

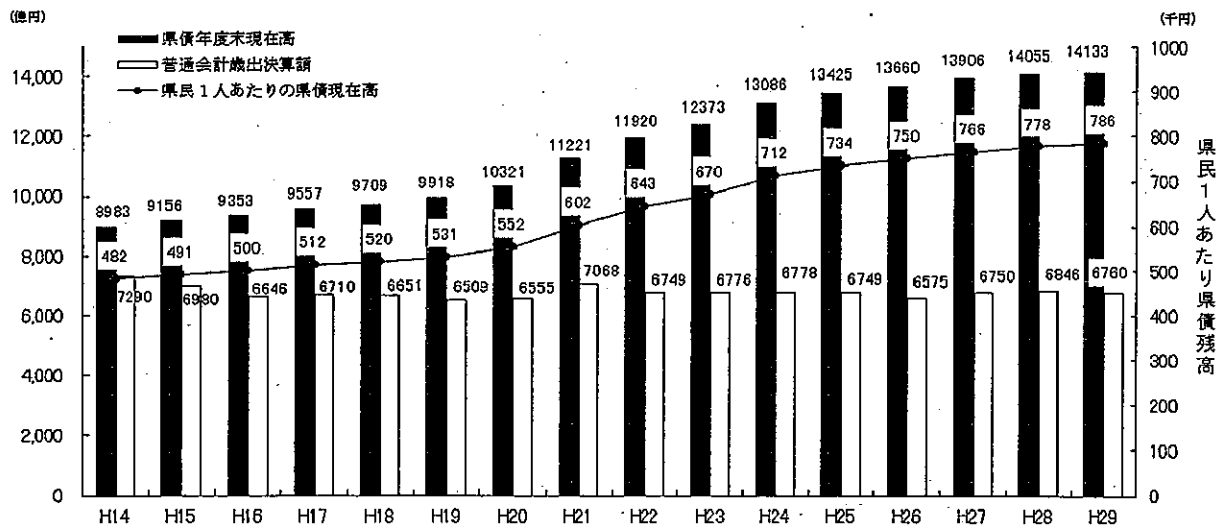
国の子算貸付・政府関係機関貸付 18,603 (1.3%)

県債依存度と県債年度末現在高の推移（普通会計）

(ア) 県債依存度



(イ) 県債年度末現在高の推移



2 一時借入金

一時借入金は、予算執行にあたって歳計現金（一会計年度における一切の収入または支出に係る現金のこと）の資金繰りに不足を生じた場合、一時的に予算に定められた範囲内で市中銀行から借り入れるものです。

なお、資金繰りの必要から、平成29年度においては最大で約384億円の借入を行いました。全額年度内に償還しています。

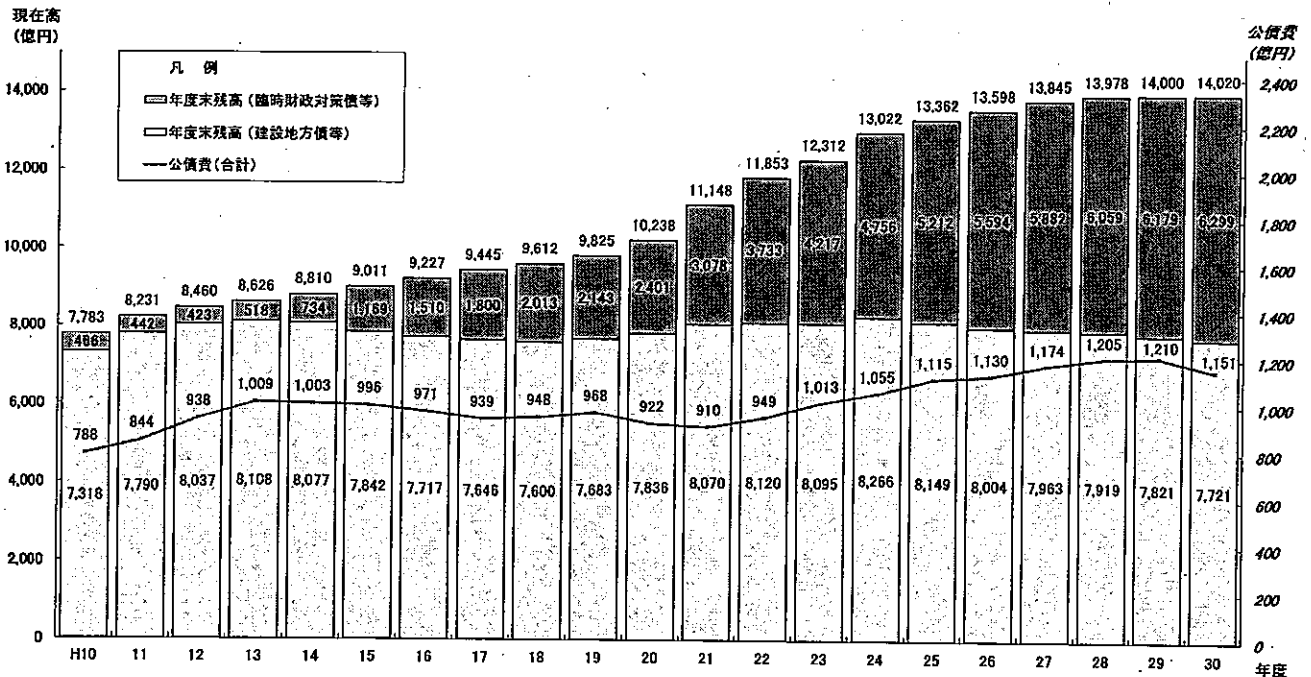
3 公債費・県債残高の推移(一般会計及び県債管理特別会計)

平成 30 年度までの県債残高の推移については、下表のとおりです。

県債残高については、建設地方債等と臨時財政対策債等の残高に区分し表示しています。建設地方債は公共事業等の建設事業実施に伴い発行するもので、その残高については、平成 19 年度以降増加傾向でしたが、三重県行財政改革取組において県債残高の減少に取り組んだ結果、平成 25 年度以降は減少傾向となっています。

臨時財政対策債は、平成 13 年度以降発行しており、本来、地方交付税で地方に交付されるべき金額について県債を発行するものですが、後年度の元利償還金に対し地方交付税が交付されるため、実質的には国から交付される地方交付税と同様で、将来世代の県民の負担増につながるものではありません。

公債費・県債残高の推移(一般会計及び県債管理特別会計)



- 注) 1. 年度末現在高は、平成 29 年度までは決算額、平成 30 年度は当初予算額に年度内補正見込額を加算した額です。
2. 臨時財政対策債等は、国の地方財政政策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県に裁量の余地のないものです。
3. 公債費は、みえ地域コミュニティ応援ファンドの解体に伴い発生する国の予算等貸付金債の償還金(H29: 8 億円、H30: 32 億円)を除いた数値です。
4. 市場公募債の償還に備えた積立のうち、積み立てを見送っている 67 億円(H29: 7 億円、H30: 60 億円)は試算に含まれていないため、別途積み立てる必要があります。

